

業務効率専門家派遣事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、業務効率専門家派遣事業業務委託の事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

業務効率専門家派遣事業業務委託

(2) 業務の内容

業務効率専門家派遣事業業務委託仕様書のとおり

(3) 業務委託契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(4) 業務委託料の上限額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 業者選定

公募型プロポーザル方式とし、評価基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。

3 参加資格

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 新潟市内に本社(本店)又は事業所(支店、営業所、事務所等)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されていること。又は、以下の要件をすべて満たしている者
 - ア 日本国内に存在する法人で国税及び地方税等を滞納していない者
 - イ 設立日から申請日までの期間が1年以上経過している者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。
- (5) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされてい

る者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。

- (7) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

公募開始	令和8年3月9日(月)
質問書提出期限	令和8年3月13日(金)午後5時まで
質問に対する回答	令和8年3月19日(木)まで ※随時回答
参加表明期限	令和8年3月25日(水)午後5時まで
提案書等の提出	令和8年4月3日(金)午後5時まで
選定委員会	令和8年4月16日(木)(予定)
結果通知・契約	審査後速やかに

5 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、原則口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限 : 令和8年3月13日(金)午後5時まで
- ・提出書類 : 質問書(様式第1号)
- ・提出方法 : 電子メール又は郵送、持参
- ・提出宛先 : 「12 問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口
- ・回答方法 : 令和8年3月19日(木)までに随時、新潟市ホームページに掲載する。
質問に対する回答は本要領及び本業務委託仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加の意向を連絡すること。

参加表明にあたっては、上記3の資格要件を満たしていることを確認し、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、提案書提出時に必要書類を提出できるように準備すること。

- ・連絡期限 : 令和8年3月25日(水)午後5時まで
- ・連絡内容 : ①業務名「業務効率専門家派遣事業業務委託」、②会社名、③代表者名、④所在地、⑤担当者名、⑥担当者連絡先(メールアドレス、電話番号)
- ・連絡方法 : 電子メール又は郵送、持参(様式任意)
件名を「業務効率専門家派遣事業プロポーザル参加表明」とすること。
- ・連絡宛先 : 「12 問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口

7 提案書の提出

以下の提出書類一式を提出すること。

- ・提出書類：① 提案書（様式任意、A4 サイズ、縦横不問）：4 部
仕様書を踏まえ以下の項目について記載すること。
 - ア 提案内容
業務の目的や仕様書の項目に沿って具体的に記載すること
 - イ 業務計画（スケジュール）
業務実施にあたっての全体スケジュール
 - ウ 業務の実施体制
責任者、担当部署、業務の一部を外部の別会社に委託する場合はその会社名、責任者名
 - エ 専門家名簿
派遣候補となる専門家名簿には、提案時点で確保している専門家を記載することとし、次に掲げる事項を記載すること。なお、専門家は10名以上記載することを必須とする。
 - (1) 氏名
 - (2) 所属（法人名等がある場合はその名称）
 - (3) 保有資格
 - (4) 専門分野
 - (5) 中小企業者に対するデジタル化やDX推進の伴走支援の主な実績
 - ② 企業の概要及び業務実績（様式第2号）：1部
 - ③ 見積書（様式任意）：1部
 - ④ 上記3（4）により、新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、下記の書類も提出すること（いずれも原本、各1部）。
 - ア 登記事項証明書
 - イ 直近の決算報告書
 - ウ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)
 - ※ 新潟市内に本社又は支店、営業所等がある場合のみ提出
 - ※ 参加表明月の1か月前以降に証明されたもの。
 - エ 国税の納税証明書(その3の3)
 - ※ 参加表明月の3か月前以降に証明されたもの。
 - オ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・留意事項：提案書は、ホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。
提出資料は一切返還しない。
必要に応じて補足資料を求める場合がある。
 - ・提出期限：令和8年4月3日（金）午後5時まで
 - ・提出宛先：「12 問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口

- ・提出方法：郵送又は持参

別途、提案書のPDFデータを電子メール等により提出すること。

※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

- ① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
 - ・開催予定日 令和8年4月16日(木)
 - 日程等の詳細は別途通知する。
- ③ プレゼンテーション審査の出席者は、統括責任者を含め最大3名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、1者あたり説明15分とし、その後質疑応答の実施を予定する。
- ⑤ 各委員が評価基準(別表1)に基づき採点し、得点が最も高いものを最優秀提案者を選定される。
- ⑥ 提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報(社名、提案内容等)、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ① 選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、契約締結時に再度調整を行ったうえ、修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(4) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(5) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(6) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、新潟市と協議のうえあらかじめ書面により承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

1 0 提案者の失格

(1) 提案書提出期限に遅れた者

(2) 上記 2 (4) の委託料上限額を超える見積金額を提案した者

(3) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者

(4) 選定委員会による選定が終了するまでの間に選定委員に不当な接触を行った者

1 1 その他の留意事項

(1) 提案書等の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 選定結果について異議申立ては認めない。

(4) 受託者の名称は公表できるものとする。

(5) 受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。

(6) 提出された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

1 2 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課

電子メール : sangyo@city.niigata.lg.jp

(別表1) 評価基準

評価項目		評価内容	配点
事業理解	業務理解度	本事業の背景及び目的を的確に理解し、仕様書に示す趣旨を踏まえた中立性及び公共性を確保した提案となっているか。	10点
	実現可能性	契約期間内に成果指標（※成果指標 No. 1、No. 2）を達成できる効率的かつ効果的なスケジュールとなっているか。	5点
運営実行	実施体制	実施責任者、担当者及び専門家の経験・能力・専門性、またそれぞれの役割分担が明確であり、成果指標（※成果指標 No. 1、No. 2）を達成できる体制となっているか。	20点
	広報企画	本事業の趣旨・目的に関心のある企業や対象者に効果的な広報戦略となっているか。	15点
	経費妥当性	見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額であり、専門家謝金を含め費用配分が適正となっているか。	10点
支援設計	受付整理	相談受付から課題整理までのプロセスが体系化されており、相談者の課題・ニーズを的確に把握できる仕組みとなっているか。	15点
	専門家・実施企業者選定	実施企業者及び専門家の選定基準が明確で、客観性及び公平性が確保された仕組みとなっているか。また、実施企業者が専門家を決定するために必要な情報をわかりやすく整理し、提供できる仕組みとなっているか。	15点
	伴走支援	専門家による支援手法が具体的で効果的な仕組みとなっているか。	20点
専門家による実施報告書の様式設計が適切であり、支援内容・課題整理結果・今後の方向性・提案内容等が具体的かつ標準化された形で整理される仕組みとなっているか。		10点	
成果分析	効果測定	アンケートやヒアリングの設計が適切で、成果指標（※成果指標 No. 3、No. 4）を検証可能な設計となっているか。また、事業報告書は、専門家派遣の効果を定量的・定性的の両面から適切に分析できる設計となっているか。	10点
			130点

※ 成果指標

No.	成果指標	目標数値
1	専門家派遣延べ回数	150回以上
2	実施企業件数	30社程度
3	業務課題を整理・可視化、今後の方向性を整理できた企業の割合	70%以上
4	業務効率化・生産性向上を実感した企業の割合	50%以上